

船主責任保険仕様書

(練習船・実習船)

独立行政法人国立高等専門学校機構

1. 総則

本仕様書は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が所有する船舶について付保する船主責任保険の内容を定める。

2. 保険契約者及び被保険者

- (1) 保険契約者： 独立行政法人国立高等専門学校機構
- (2) 被保険者： 独立行政法人国立高等専門学校機構

3. 保険期間

平成24年4月1日午前0時から平成25年3月31日午後12時まで1年間

4. 保険料支払方法

一時払（保険料払込猶予特約条項付帯）

5. 保険の種類

- (1) 日本船主責任相互保険組合「2012年度保険契約規定一内航船（乙）契約・内航曳航特別条項付」もしくは同一てん補内容の「船主責任保険特別約款（汚染損害担保）」による。
- (2) 深海沈没時の船体等の引揚げ費用等に関するスペシャルカバー（練習船のみ対象）

6. 担保内容

○ 主たる基本補償内容

- ① 港湾設備、漁業設備等第三者の財物に与えた損害
- ② 積荷、燃料油等の汚濁による第三者に与えた損害および清掃費用等の費用
- ③ 本船が全損となった場合の船骸撤去費用
- ④ 乗組員、学生の死傷事故等に伴う船主の責任および費用
 - ※ 被保険船舶に乗船する学生（＝実習生）、研修生を乗組員と見做す特約を付帯すること
- ⑤ 乗組員、学生以外の第三者の死傷事故等による責任および費用
- ⑥ 他船曳航中もしくは他船による被曳航中の第三者に対する賠償責任

○ 深海沈没時の船体等の引揚げ費用等に関するスペシャルカバー

加入船舶が、深海に沈没し現実全損もしくは推定全損となった事故の場合の以下の費用を担保

- ① 船骸の搜索及び船骸の位置、状態を調査することにより生じた責任及び費用
- ② 船骸並びに船員、学生の遺体及び所持品の回収可能性につき技術的検討を行った結果生じた責任及び費用
- ③ 船骸並びに船員、学生、研修生の遺体及び所持品を回収した結果生じた責任及び費用

7. 保険の内容

(1) 保険対象物件

| 船名 | 船種 | 船質 | 進水年 | 総トン数 | 航路制限 |
|------|-----|-----|-------|------|-----------------|
| 若潮丸 | 練習船 | 鋼 | 1995年 | 231t | 日本全沿岸 |
| 鳥羽丸 | 練習船 | 鋼 | 1994年 | 244t | 日本全沿岸 |
| 広島丸 | 練習船 | 鋼 | 1997年 | 234t | 瀬戸内海 |
| 大島丸 | 練習船 | 鋼 | 1993年 | 228t | 瀬戸内海 |
| 弓削丸 | 練習船 | 鋼 | 1994年 | 240t | 瀬戸内海 |
| さざなみ | 実習船 | FRP | 1991年 | 15t | 新湊港より水路25海里の水域 |
| あさま | 実習船 | FRP | 2004年 | 14t | 伊良湖港より水路50海里の水域 |

| 船名 | 船種 | 船質 | 進水年 | 総トン数 | 航路定限 |
|------|-----|-----|-------|------|------|
| ひかり | 実習船 | FRP | 2004年 | 16t | 瀬戸内海 |
| すばる | 実習船 | FRP | 2004年 | 14t | 瀬戸内海 |
| はまかぜ | 実習船 | FRP | 2000年 | 16t | 瀬戸内海 |

(2) てん補限度額

- 基本補償 : 練習船は80億円、実習船は20億円とする。
- スペシャルカバー : 1事故、期間通算ともに50億円とする。

(3) 免責金額（一事故あたり）

- 船員に対する船主責任 : 5万円
- 船骸撤去 : 100万円
- その他 : 10万円
- スペシャルカバー : 1,000万円

8. その他の条件

ブローカー扱いとする。

9. 保険料算出条件

保険料の見積にあたっては、上記条件の下に算出するものとする。

10. その他

本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、機構の指示に従うものとする。

補足資料

練習船運航スケジュール

保険成績表

以上